

宮野廣美委員提出資料

- 1 薬剤師による自殺対策・過量服薬の取組
- 2 かかりつけ薬局・薬剤師から関係機関への紹介先リスト

平成 25 年 9 月 3 日

第 1 回自殺対策官民連携協働会議

**薬剤師による
自殺対策・過量服薬対策の取組**

日本薬剤師会

厚生労働省自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム 報告書

誰もが安心して生きられる温かい社会づくりを目指して
～厚生労働省における自殺・うつ病等への対策～

厚生労働省 自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム報告
(平成22年5月28日)

今後の厚生労働省の対策 五本柱

- 自殺者数は32,845人(平成21年)と深刻な状況
- 厚労省は、医療、福祉、労働、年金など、一生を支える責務を有し、自殺対策に重要な役割

自殺の実態の分析

<様々な統計データの分析を実施>

- 自殺には多くの要因が関連
- 自殺率の高いハイリスク者

無職者
離婚者など独居者
生活保護受給者
精神疾患患者

- 有職者の自殺率も上昇
- 地域・時節など様々な要因をとらえた効果的な対策が求められる

うつ病等の精神疾患

- うつ病の受診患者数の急激な増加
- 治療を受けていない重症者の存在
- 自殺の背景に、様々な精神疾患が関連することが多い
- 精神科医療の改革と診療の質の向上が求められている

柱1

普及啓発の重点的实施

～当事者の気持ちに寄り添ったメッセージを発信する～

柱2

ゲートキーパー機能の充実と地域連携体制の構築

～悩みのある人を、早く的確に必要な支援につなぐ～

柱3

職場におけるメンタルヘルス対策・職場復帰支援の充実

～一人一人を大切にす職場づくりを進める～

柱4

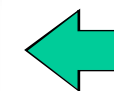
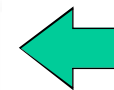
アウトリーチ(訪問支援)の充実

～一人一人の身近な生活の場に支援を届ける～

柱5

精神保健医療改革の推進

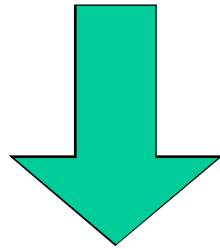
～質の高い医療提供体制づくりを進める～



厚生労働省自殺・うつ病等対策プロジェクトチームまとめ「過量服薬への取組」

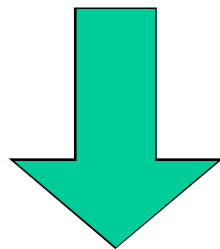


薬剤師の役割とは？



薬物治療が適切に行われる
環境の確保

「かかりつけ薬局」の必須条件とは？

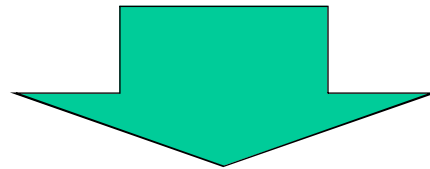


地域社会とのつながり

地域社会とのつながり

薬局・薬剤師

薬物治療が適切に行われる
環境の確保



自殺対策分野での薬剤師への期待

地域社会とのつながり

～ 早期発見と連携 ～

基本的考え方

睡眠改善薬などの一般用医薬品の販売時や、相談応需や服薬指導の機会において、精神科の適切な医療が届いていないと考えられる者に対する声かけや、かかりつけ医や専門医療機関、相談機関等へのつなぎを行う。

適切な薬物治療の提供

～ 過量服薬のリスクが高い者への対応～

基本的考え方

- 医薬品の適正使用の観点から、薬物治療が適切に行われる環境を確保することが薬剤師の責務。
- 薬剤師が当然行う業務がよりきめ細やかに行われることにより、過量服薬や薬物依存を未然に防ぎ、自殺予防につながる。

< 具体的事項 >

適切な服薬指導による、患者の服薬意義の理解の向上
処方内容の確認と処方医への疑義照会
薬歴管理に基づく、コンプライアンス管理を含めた薬学的な管理
薬学管理に基づく処方医への疑義照会、情報提供、提案
薬学管理に基づく患者への声かけ、相談応需、情報提供、指導

患者の服薬意義の理解の向上

- ◆ 薬物の効果等についての十分な説明と指導
- ◆ お薬手帳の積極的活用
- ◆ 患者と医療者との信頼感の向上
→ 患者の治療参加意識の醸成

処方内容の確認と処方医への 疑義照会

- ◆ 処方薬剤の種類や量が適正であるかの確認(過量服薬リスク)
- ◆ 複数医療機関からの重複投薬の確認
- ◆ 受診予定日前受診(乱用疑いのケース)

処方日数(例えば30日分)と前回受診日からの間隔(例えば3日)の確認

- ◆ 処方医への疑義照会(過量や重複等の発見 処方の見直しや削除)

薬歴管理に基づく コンプライアンス管理を含めた 薬学的な管理

◆ 服薬状況の確認

効き具合はいかがですか、等の答えやすい問いかけなど
受診予定日後受診(コンプライアンス不良の疑い)

◆ 効果の確認

◆ 副作用や相互作用の確認(無気力や自殺企図を副作用に持つ薬剤もある)

◆ 依存症や乱用の疑い(精神的依存、身体的依存)がないかの確認

◆ 食生活(アルコール等含む)の状況等の確認

◆ 適切な薬物治療の継続のための効果的な介入(服薬指導等)

◆ 良好なコンプライアンスに導く指導の工夫や処方医との連携など

薬学管理に基づく処方医への 疑義照会、情報提供、提案

- ◆患者コンプライアンス、副作用、効果などに関する情報提供
- ◆減薬・減量、処方変更の提案
- ◆向精神薬等(睡眠薬、抗うつ薬、抗不安薬、抗精神病薬)を長期にわたり服用している患者について、自殺企図や過量服薬リスク等の患者状態を含めた観察、医師との連携
- ◆お薬手帳などを用いた薬物治療に関する情報の共有

薬学管理に基づく、患者への 声かけ、相談応需、情報提供、指導

- ◆副作用症状の注意

- ◆副作用の発現や悪化傾向に対する気づきや治療への参加意欲促進

(例)ふらつき、ろれつが回っていないなどの副作用の可能性

→「ふらつくことはありませんか」

「お薬についてお医者さんに相談されましたか」などの声かけ

- ◆服薬自己中止、過量服薬に関する指導

- ◆複数の医療機関や複数の診療科から向精神薬等を処方されている患者について、処方医と連携の上、必要に応じて精神科や心療内科などの専門医への受診勧奨

- ◆特に自殺企図の危険性がある医薬品を服用中の患者について注意深い観察と対応

薬剤師に求められる対応

「薬の専門家」として

医師と患者の繋ぎ手として

国民・患者の相談の受け皿

適切な薬学管理

かかりつけ薬局・薬剤師から 関係機関への紹介先リスト

ゲートキーパーとしての役割を果たし、過量服薬防止に貢献するために



長野県薬剤師会

I. はじめに	1
II. 薬剤師の果たす役割	1
III. ゲートキーパーの一員としての役割	2
1. 自殺予防ゲートキーパーとは？	
2. ゲートキーパーの活動	
3. ゲートキーパーの果たす役割	
4. 自殺についての基礎知識	
5. 自殺のサイン(自殺予防の10箇条)	
6. うつ病と不眠	
7. 自殺のリスク	
死にたい気持ちのある人の話を聞く時のポイント	
8. 内閣府自殺対策ゲートキーパー養成研修動画	
IV. 過量服薬防止に関する医療的な対策への貢献	6
1. 適切な薬物治療の提供(過量服薬リスク者への対応を含む)	
2. 具体的事項	
過量服薬の未然防止をめざして	
トピックス ～県内での事例～	
V. うつ病及び自殺防止対策関連資料	8
VI. 自殺予防のための相談窓口リスト	9
本リストの活用方法	
かかりつけ薬局・薬剤師から相談機関へのフローチャート	
こころや自殺に関する相談	
一般保健・精神保健福祉に関する相談	
精神科医療に関する相談	
生活福祉に関する相談	
高齢者の相談	
働く人の心の健康に関する相談	
薬物依存症関連相談	
アルコール依存症者のための自助グループ	
医薬品等による急性中毒が起きている場合	
薬のことを聞きたい	
地域の相談機関リスト	12
相談受付事例報告書	13